埼玉県知事　　大野元裕　様

2022年9月13日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長　柳下礼子

**憲法違反の国葬に反対し、半旗など掲揚しないことを求める申し入れ**

　6日の定例記者会見で知事は「（国からの）通知が届いてから検討しますが、県としては・・・半旗の掲揚をしたいと考えています」と述べました。党県議団は、9月2日に県に対し「国葬に反対し、弔意の押し付けをしないこと」を申し入れています。

　日本共産党は、国葬は憲法違反だとして、直ちに中止を求めています。憲法第14条「法の下の平等」について、なぜ安倍元首相のみを特別扱いにして国葬を行うのか、岸田首相は国民が納得できる説明をしていません。また、岸田首相は、国葬を「個人に対する敬意と弔意を国全体としてあらわす儀式」と決定していますが、日本国憲法によれば、国＝国民であり、敬意と弔意を国民全体としてあらわす行事としていることにほかなりません。これは憲法19条「思想及び良心の自由」違反の弔意の強制です。

　また、現在政治的焦点になっている統一協会と極めて深刻な癒着関係を持っていたのが安倍元首相です。関連団体の集会に祝電やビデオメッセージを送り、国政選挙で統一教会の組織票を安倍氏が差配していたことも報じられています。安倍氏に国全体として敬意と弔意を表することになる国葬は、安倍氏の統一協会の広告塔としての行為を免罪することになります。

　知事は、国民の意見が二分されているとして、国に対し丁寧な説明を求めていますが、9月8日に行われた国会閉会中審査は、わずか1時間半に過ぎず、憲法違反についても安倍氏の統一協会との関係についても、到底国民の納得をえられるものではありませんでした。

　10日現在、東京都・神奈川県は半旗の掲揚を未定としています。埼玉県内市町村も未定の状態において、いち早く埼玉県が半旗掲揚方針を公表することは、それ自体が市町村への圧力となりかねません。県民世論が国葬で大きく割れている現在、これは県民に分断をもたらす行為にもつながりかねません。

党県議団は、9月2日に「国葬反対」の立場をとるように知事に申し入れをしておりますが、改めて国葬に反対し、半旗掲揚・黙とうは行わず、国葬を欠席するよう申し入れます。

以上